医療・介護・保育事業者
特　別　相　談　窓　口

人材紹介会社の職業紹介サービスの法令違反の疑いがある場合に、ご相談下さい。

<法令により人材紹介会社が遵守すべき事項>
・手数料を必ず明示する
・自らの紹介により就職した無期雇用契約者に対して、就職した日から2年間は転職の勧奨を行ってはいけない
・「お祝い金」等で求職者に金銭等の提供を行ってはいけない

愛知労働局需給調整事業部
需給調整事業第二課
開設時間：８：３０～１７：１５
電話：０５２（６８５）２５５５